一般財団法人マリンオープンイノベーション機構ウェブサイト構築業務委託契約書

一般財団法人マリンオープンイノベーション機構(以下「甲」という。)と____(以下「乙」という。)と____(以下「乙」という。)との間に、次のとおり委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲は、甲が別に定める「一般財団法人マリンオープンイノベーション機構ウェブサイト構築業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)及び「一般財団法人マリンオープンイノベーション機構ウェブサイト構築 RFP(提案依頼書)」(以下「RFP」という。)に定める業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(乙の完成義務・本契約の性質)

第2条 乙は、委託期間内に委託業務を完成する義務を負うものであり、甲及び乙は本契約 は請負契約であることを確認する。

(資料提供)

- 第3条 乙は、甲から提供された本業務を遂行する上で必要な素材、原稿、資料等(以下「必要資料等」という。)を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、かつ本業務以外の目的に使用してはならない。
- 2 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ない限り、甲から提供された必要資料等を複製又は 改変してはならない。
- 3 乙は、本契約が終了したとき、必要資料等及びその複製物が本業務の遂行上不要となった とき、又は甲が要求したときは、甲の指示に従い、甲から提供された必要資料等及びその 複製物を甲に返還し、又は甲の指示に従った処置を行う。
- 4 乙は、甲の指示に従い、必要資料等及びその複製物の廃棄等を行った場合、甲の求めに応じて、当該廃棄等を完了した旨の証明書を速やかに提出する。

(費用負担)

第4条 本業務に関連して乙が負担した諸費用(交通費・宿泊費・資料費用等を含むがこれらに限られない。)については、乙の負担とする。

(守秘義務)

第5条 乙は、委託業務を処理するに当たり、甲から開示された秘密情報を第三者に漏らしてはならず、委託業務を処理する以外の目的に用いてはならない。委託業務を中止又は終了した後も同様とする。なお、本契約において「秘密情報」とは、一方当事者(以下「開示者」という。)が他方当事者(以下「受領者」という。)に対して、書面、電磁的記録媒体、その他の媒体に化体して情報を開示した場合には、「秘密」「秘」「Confidential」等の表示を当該媒体に付すことによって秘密情報である旨を明示した情報をいい、口頭又は視覚的に情報を開示した場合には、開示の際に当該情報が秘密である旨を口頭で明示し、かつ当該開示を行った日から1週間以内に当該情報の内容及び秘密情報である旨を明示した書面により相手方に通知

した情報をいう。ただし、次の各号に該当する情報は、秘密情報には含まれない。

- (1) 開示時点において、受領者が既に了知していた情報
- (2) 開示時点において既に公知であった情報、又は開示された後に受領者の責によらずして公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 開示された情報によらずして受領者が独自に開発した情報
- 2 受領者は、以下の各号のいずれかに該当する場合、開示者の指示に従い、開示を受けた秘密 情報を速やかに返還又は破棄しなければならない。
- (1) 受領者が本契約上の義務に違反した場合
- (2) 開示者から要請があった場合

(個人情報の保護)

第6条 乙は、委託業務を処理するに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取 扱特記事項」を遵守しなければならない。

(委託期間)

第7条 この委託期間は、契約締結の日から令和8年2月27日までとする。

(申出義務)

第8条 乙は、甲の定める仕様書の中に不適切な箇所があると認めたとき、又は本契約締結 後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利になった ときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(委託費の額)

- 第9条 甲は、委託業務を処理するための費用(以下「委託費」という。)として、金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)を支払うものとする。
- 2 前項の消費税は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出した もので、委託費に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、消費税法等の改正等により 委託費に乗ずる率を変更する場合には、甲乙協議の上、取引に係る消費税及び地方消費税 の額及び委託費の変更を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、第22条に規定の著作権等の譲渡並びに著作者人格権の不行使の対価が委託 費に含まれることを相互に確認する。

(支払方法)

第10条 乙は、第16条第2項の通知を受領した後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に、当該委託費を乙に指定された銀行口座に送金して支払うものとする。送金手数料は甲の負担とする。

(契約の変更)

第11条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、本契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け 負わせ、又は本契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面によ り甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

- 第13条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、本契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。
- 2 甲は、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
 - (2) 甲が本契約について不正の事実を発見したとき。
 - (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
 - (4) 乙が第2条から第6条の規定に違反したとき。
 - (5) 乙が次のアからキに該当した場合
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」 という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の 者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材 料の購入契約その他の契約を締結している者
- 3 甲又は乙は、正当な理由により1月の予告期間をもって本契約の解除をその相手方に申 し出たときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

- 第 14 条 乙は、本契約の違反に起因又は関連して甲が被った損害(弁護士費用、逸失利益、特別損害、間接損害を含むがこれらに限られない。)を賠償する。
- 2 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項又は第3項の規定により本契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。
- 3 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、 甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(処理状況の報告等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自ら その調査をすることができる。

(委託業務成果物の提出)

- 第16条 乙は、委託業務が完成したときは、仕様書に定める成果物を速やかに甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙から成果物の提出を受けたときは、速やかに業務の内容を検 査し、適合すると認めたときは、成果物の引渡しを受けたものとし、委託費の額を確定し、 乙に対して通知するものとする。

(契約不適合)

- 第 17 条 甲は、成果物に種類、品質又は数量の相違その他本契約の内容に適合しないこと (以下「契約不適合」という。)を発見した場合、乙の費用負担で、成果物の修補、代替物 の引渡し、又は不足分の引渡し等の自ら指定した方法による履行の追完を請求することが できる。
- 2 前項に基づき甲が成果物の修補を請求した場合、乙は甲が指定する期限までに、自己の責任と費用負担で当該契約不適合を修正した上で再度納入し、甲は第16条2項に規定の検査と同様の方法にて再検査を実施する。成果物が再検査において不合格となった場合についても同様とする。
- 3 甲は、成果物の契約不適合が是正不能と判断した場合には、第1項の追完請求を行うことなく、自らの選択により、当該契約不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。
- 4 本条の定めは、甲による損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。
- 5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しなかった場合、甲は、当該 契約不適合を理由として、履行の追完、代金の減額、損害賠償の請求及び本契約の解除を することができない。ただし、乙が引渡しの時に当該契約不適合を知り、又は重大な過失 によって知らなかったときは、乙が責任を負うべき期間は上記の期間に限定されない。

(所有権の移転)

第18条 成果物の所有権は、成果物の納入によって乙から甲に移転する。

(危険負担)

第19条 成果物について生じた滅失、毀損その他の損害は、第16条2項の検査による引渡

しの完了前に生じたものは甲の責めに帰すべき事由がある場合を除き乙が負担し、引渡しの完了後に生じたものは乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き甲が負担するものとする。

(契約解除後の成果物の提出)

第20条 甲又は乙が本契約を解除した場合は、乙は、契約解除後5日以内に既履行部分まで の成果物を甲に提出しなければならない。

(委託費の処理)

- 第21条 委託費は成果物が完成していない限り発生しない。本契約において民法634条は適用しない。
- 2 甲は、乙が本契約に違反した場合は、委託費の一部又は全部を返還させる権利を有する ものとする。

(著作権の帰属等)

- 第22条 乙は甲に対し、本契約に基づき作成された成果物が第三者の著作権・著作者人格権、 その他の権利を侵害していないことを保証し、かつ乙が第2項の規定にしたがい、甲に当 該成果物の著作権を移転する前に、当該成果物の著作権について第三者に利用許諾をして いないことを保証する。
 - 2 本契約に基づき作成された成果物の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、成果物の乙から甲への引渡しと同時に甲に移転し、甲 に帰属するものとする。
 - 3 乙は本契約に基づき作成された成果物の著作者人格権を有することを甲に保証し、かつ 甲及び甲の指定する者に対し、当該著作者人格権を行使しない。
 - 4 乙が第1項に定める表明保証に違反したことにより甲が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には、乙は、責任をもって自らの負担で当該紛争を解決し、甲に生じた損害、損失及び費用(合理的な範囲の弁護士費用を含む。)を補償する。

(存続規定)

第23条 本契約の終了後にかかわらず、第5条 (守秘義務)、第6条 (個人情報の保護)、第12条 (権利義務の譲渡等の禁止)、第14条 (損害賠償責任)、第17条 (契約不適合)、第22条 (著作権の帰属等)、第24条 (合意管轄)、第26条 (定めのない事項の処理)及び本条の規定は、引き続きその効力を有する。

(合意管轄)

第24条 本契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(留意事項)

第25条 委託事業の履行に当たって、乙は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成25年法律第65号)第7条第2項で規定されている合理的配慮について留意する。

(定めのない事項の処理)

第26条 本契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1 通を所持する。

令和7年 月 日

(甲) 静岡県静岡市清水区日の出町 9 番 25 号 清水マリンビル 2 階 一般財団法人マリンオープンイノベーション機構 代表理事 松永 是

(乙)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、本契約による委託業務(以下「本件委託業務」という。)を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持 しなければならない。

(責任者等の届出)

- 第3条 乙は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。
- 2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。
- 3 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において 業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務 従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

- 第5条 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らして はならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- 2 乙は、本件委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第6条 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

- 第7条 乙は、甲が同意した場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその 処理を委託(以下「再委託」という。)してはならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。
 - (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報

- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙 と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取 扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。) は原則として認めない。 ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容 を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。
 - (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、 甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(取得の制限)

第8条 乙は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情 報を 本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 10 条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

- 第11条 乙は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失(以下「漏えい等」という。)することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。
- 2 乙は、甲から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲 に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定 し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするとき も、同様とする。
- 6 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札 等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私 用物等を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、本件委託による業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
- (1)個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2)個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3)個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4)個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第12条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは 取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去 しなければならない。
- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判 読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウエ ア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなけれ ばならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書 (情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が 記載された書面)を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第13条 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい 等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その 指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずると ともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情 報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。 (立入調査等)
- 第14条 甲は、本件委託業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に 基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に 報告を求めること及び乙の作業場所を乙に事前に通知した上で立入調査することができるもの とし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。 (契約の解除)
- 第 15 条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は 一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の 賠償を求めることはできない。
- 3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知又は催告をすることなく、直ち に本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1)監督官庁により事業停止処分を受け、又は事業許可、事業免許若しくは事業登録等の取消処分を受けたとき。
- (4) 破産手続、特別清算手続、会社更生手続、民事再生手続、その他法的倒産手続(本契約締結後に制定されたものを含む。)開始の申立てを受け、若しくは自ら申し立てたとき、又は私的整理が開始されたとき。
- 5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
- (6) 資本減少、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、廃止、若しくは変更、会社分割、合併、 又は解散(法令に基づく解散を含む。)したとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(損害賠償)

第16条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。